

「城陽産業おうえん補助金」のご案内

対象となる方（以下の全てに該当する方）

☆事業継続計画（BCP※1）またはそれに準ずる計画※2が記載された書類を提出する市内農業者又は商工業者。

☆事業内容の取材及び産業支援サイト「JoinT」への掲載を承諾できること。

※1 BCPとは：企業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段などを取り決めておく計画

※2 準ずる計画：①災害時の基本方針、②災害時に優先的に製造や販売する商品・サービス（重要商品）、③想定する被害状況、④災害への（事前）対策、⑤緊急時の体制といった内容が記載された計画を指します。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済や消費への影響が拡大する中において、自ら事業継続計画を策定し、事業継続に関する取り組みを行う農業者・商工業者に対し、市から補助を行うものです。

【支援内容】

◎対象経費

☆補助対象者が自ら策定したBCP等に基づく取組

◎補助率

10分の10以内（補助上限額10万円）

※事業の詳細は裏面をご覧ください

申請期間

令和2年6月1日（月）から
令和2年9月30日（水）まで

問い合わせ先

城陽市商工観光課（0774-56-4018）
城陽市農政課（0774-56-4005）

申請書類提出先

城陽市商工観光課（0774-56-4018）

補助金の事業内容

支援対象

- ① テイクアウト・デリバリーの仕組みづくり
(配達用バイクの購入、チラシの作成など)
- ② テレワークの環境整備
(ソフトウェアの購入、回線の新設など)
- ③ インターネット販売の環境整備
(ウェブサイトの強化、インターネット回線の整備など)
- ④ 新たな販路開拓や代替販路への出荷
(発注キャンセルが発生した製品等の直売実施や別の販売先への出荷など)
- ⑤ その他、自ら策定したBCPまたはそれに準ずる計画に記載している事業継続に関する取組

※ただし、同一内容の事業について、他の補助金と重複して利用する場合、事業費総額から他の補助金額を差し引いた後の金額と、100千円のいずれか小さい方の額が補助上限となります。

補助金事務の流れ

- ① 城陽市へ交付申請 [事業者]
- ↓
- ② 市より交付決定
- ↓
- ③ 取組を実施 ※1 [事業者]
- ↓
- ④ 城陽市へ実績報告※2 [事業者]
- ↓
- ⑤ 市より補助金の支払い

※1 既に購入されている経費も対象となります。

※2 申請内容と実際に行った内容が変更となる場合（交付決定額が変更となる場合等）は実績報告の前に変更承認申請書を提出していただく必要があります。また、実績報告の時は領収証（レシート）の写しの添付が必要です。

※3 [事業者]と記載している箇所は、申請者（事業者）において本事業に係る申請等の手続きを行っていただくこととなります。